

岩手県告示第674号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成25年9月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 大船渡市大船渡町字丸森18番1の一部、19番1の一部、19番2の一部、26番1の一部、27番1の一部、28番、29番1の一部、29番2の一部、30番4、31番4、40番1の一部、40番2の一部、40番3の一部及び41番2の一部並びにこれらの区域に介在する認定外道路及び水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 大船渡市末崎町字大浜221番地2 株式会社海楽荘